

食品添加物の不使用表示に関するガイドライン（案）に関する意見

1. 食品添加物の不使用表示に関するガイドライン（案）全般

【意見】現在、食品表示基準に食品添加物が不使用である旨の表示に特段の規定がなく、食品関連事業者等が容器包装に任意で「無添加」、「不使用」等の表示を行っています。今回のガイドライン（案）において、10類型で食品表示基準の表示禁止事項に該当するおそれが高い場合の考えが示されており基本的に賛成します。

【理由】食品添加物は、食品安全委員会で安全性が評価され、厚生労働省での審議を経て食品衛生法に基づき成分規格や使用基準が設定されているものです。しかし、食品添加物の安全性が評価されていること等を十分に認識していない、又は、食品添加物を使用することに抵抗感を持っている消費者に対して「不使用表示」が商品選択に際し誤認を与えるおそれがあります。消費者の商品選択に資する食品表示を求めます。

2. 3ページ 類型2 食品表示基準に規定されていない用語を使用した表示

【意見】類型2で示された、適切とは言えない人工、合成、化学及び天然の用語を用いた不使用表示を行わないよう事業者に周知徹底してください。

【理由】現在でも「化学調味料不使用」と表示した商品が見受けられ、事業者はそのことを強調するために複数個所に目立つように表示しています。適切とはいえない人工、合成、化学及び天然の用語を用いた食品添加物の表示は、消費者がこれらの用語に悪い又は良い印象を持っている場合、無添加あるいは不使用とともに用いることで実際のものより優良又は有利であると誤認してしまいがちです。事業者に対しガイドラインの周知徹底と指導をしてください。

3. 8ページ 類型10 過度に強調された表示

【意見】無添加あるいは不使用の文字等を過度に強調する表示は、表示されている食品添加物だけでなく、その他の食品添加物を全く使用していないという印象を与えてしまうことから表示方法を見直すべきと考えます。

【理由】主に、たらこの容器包装に「無着色」表示が見受けられます。たらこの変色防止等のために使用された発色剤は一括表示欄に記載されており食品表示基準に即していると言えます。しかし、消費者が容器包装の「無着色」表示だけを見て一括表示欄を確認しなければ、食品添加物が全く使用されていないと誤認するおそれがあります。ガイドラインにそって過度に強調された表示が見直しされることを期待します。

以上